

「ユニット型指定短期入所生活介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第 2775700269 号)

当事業所はご契約者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用が可能な場合があります。

◆◆目次◆◆

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. 緊急時における対応	1 2
7. 事故発生時の対応	1 2
8. 非常災害時の対応	1 3
9. 高齢者虐待防止について	1 3
1 0. 身体拘束等について	1 3
1 1. 秘密保持と個人情報の保護	1 3
1 2. 苦情の受付について	1 4
1 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	1 5

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
- (2) 法人所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
- (3) 電話番号 072-724-8166
- (4) 代表者氏名 理事長 行松 英明
- (5) 設立年月 昭和46年3月25日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

ユニット型指定短期入所生活介護事業所

平成14年4月1日指定 大阪府 2775700269 号

※当事業所は特別養護老人ホーム四條畷荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご契約者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、ご契約者の心身の機能の維持、並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を計ることを目的としています。

(3) 事業所の名称

特別養護老人ホーム四條畷荘

(4) 事業所の所在地

大阪府四條畷市北出町28番1号

(5) 電話番号

072-878-2651

(6) 事業所長（管理者）氏名

真壁 卓也

(7) 当事業所の運営方針

<ゆったりとしたお風呂><楽しい食事><気兼ねのない排泄><やさしい職員>をモットーに介護保険事業はもとより「社会福祉施設」の役割を果たすことを基本として、効率の良い運営を目指しながら、ご契約者に満足していただける直接的なケア、快適な住環境に加えて、一人一人の暮らしを支えるケアを目指します。また、在宅福祉サービス事業の推進を図り、地域に開かれた施設作りに努めるとともに、地域社会の発展に寄与できるよう取り組みます。

(8) 開設年月日 平成14年4月1日

(9) 事業及び送迎の実施地域

通常の事業及び送迎の実施地域 四條畷市全域

(10) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9:00～17:45
	土・日・祝日 9:00～17:45

(11) 利用定員 10名 (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を含む)

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、全室個室となります。

(入居者居室の空き床を使用する場合も有ります)

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (全室個室)	130室	ユニット数・・・13(1ユニット10室、1ユニットはショート専用) 居室の整備・・・ベッド(寝具一式)、枕元灯、整理ダンス、トイレ、ナースコール、カーテン
共同生活 (食堂含む)	13室	各ユニットに設置
洗面設備	143箇所	各居室、各共同生活室に設置
便所	143箇所	各居室、各共同生活室に設置
浴室 (個浴)	13室	各ユニットに設置、一般浴槽
浴室 (特浴室)	1室	特殊浴槽
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ホットパック、平行棒、滑車等
医務室	1室	

上記は、大阪府条例が定める基準によりユニット型指定介護福祉施設、ユニット型指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：プライバシーを確保し、快適な住空間を提供します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	従事するサービス種類、業務	人員配置
荘長（管理者）	業務の一元的な管理	1名
副施設長	管理者の補佐	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	2名以上
介護支援専門員	プランの作成及び実施	2名以上
介護職員	介護業務	40名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	5名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上
医師	健康管理及び療養上の指導	1.2名以上

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

〈主な職種の勤務体系〉

職種	勤務体制
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出:07:00～15:45 13名
	日勤:10:00～18:45 3名
	遅出:13:15～22:00 13名
	夜勤:22:00～ 7:00 7名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出:07:30～16:15 1名
	日勤:09:30～18:15 1名
	遅出:10:15～19:00 1名
機能訓練指導員	月～金:09:00～17:45 1. 3名以上

※特別養護老人ホーム・短期入所を併せた配置数になります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります

(1) 当事業所が提供する基準介護となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。所得状況によっては8割が介護保険から給付される場合があります。

<サービスの概要>

① 居室

- ・ユニット型全室個室になっており、個室を提供いたします。

② 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としていますが、希望によりリビング、集会室等で食事を召し上がる事が出来ます。

(食事時間) 朝食：7：45～9：45 昼食：12：00～14：00 夕食：18：00～20：00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方も特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体状況に応じた排泄方法により、援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・生活機能の維持または向上をめざして支援いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費及び食事代他をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（併設型ユニット型短期入所生活介護費 1日利用料金）

四條畷荘 ショートステイ料金表
R6.8.1～

ご契約者の介護度		単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	併設型ユニット型短期入所生活介護費	(単位)	704	772	847	918	987
②	短期生活機能訓練体制加算	(単位)	12				
③	個別機能訓練加算	(単位)	56				
④	看護体制加算（Ⅰ）□	(単位)	4				
⑤	看護体制加算（Ⅱ）□	(単位)	8				
⑥	夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	(単位)	18				
⑦	サービス提供体制加算（Ⅱ）	(単位)	18				
⑧	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	(単位)	10				
⑨	介護職員処遇改善加算Ⅰ ①～⑦を足した金額に100分の14を掛けた単位数	(単位)	116	126	136	146	156
⑩	合計（①～⑨）	(単位)	946	1,024	1,109	1,190	1,269
⑪	1単位当たりの単価	(円)	10.66				
⑫	1日当たりサービス利用料金（全額）	(円)	10,084	10,915	11,821	12,685	13,527
⑬	介護保険から給付される金額（9割）	(円)	9,075	9,823	10,638	11,416	12,174
⑭	介護保険から給付される金額（8割）	(円)	8,067	8,732	9,456	10,148	10,821
⑮	介護保険から給付される金額（7割）	(円)	7,058	7,640	8,274	8,879	9,468
⑯	サービス利用に係る自己負担額（1割）	(円)	1,009	1,092	1,183	1,269	1,353
⑰	サービス利用に係る自己負担額（2割）	(円)	2,017	2,183	2,365	2,537	2,706
⑱	サービス利用に係る自己負担額（3割）	(円)	3,026	3,275	3,547	3,806	4,059

介護サービス利用料

※上記料金以外に滞在費・食事代（後述）送迎費（片道 1割負担の方：約200円、2割負担の方：約400円、3割負担の方：約600円）がかかります。
※上記金額はあくまでも目安となり、実際の請求金額とは異なる場合がございます。

滞在費・食事代について

対象となる収入状況 【※1】		預貯金等の資産要件 【※2】	負担段階	滞在費（円） （ユニット型個室）	食費（円）
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第一段階	880	300
市 民 税 非 課 税 世 帯 全 員 が	年金等収入（遺族年金・ 障害年金含む） 80万円以下の方	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第二段階	880	600
	年金等収入（遺族年金・ 障害年金含む） 80万円超、120万円以下	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第三段階①	1,370	1,000
	年金等収入（遺族年金・ 障害年金含む） 120万円超	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第三段階②	1,370	1,300
市町村民税課税対象の方 預貯金が単身1000万円以上ある方 （夫婦は2000万円）			第四段階	2,400	1,520

【※1】「世帯」…世帯分離している配偶者を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階に関わらず「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」となります。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 契約者の心身の状態、家族様の事情により送迎が必要と認められる方に対して送迎させていただく場合は、送迎加算として、片道 184 単位 が加算されます。

☆ 市町村が発行する『高額介護サービス費承認通知書』を持っているご契約者は、1割又は2割又は3割負担が一定限度額を超えた場合、払い戻しされる「高額介護サービス費」の支給を受け、負担額が軽減されます。

☆ 市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っているご契約者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、居住費・食事代が軽減されます。

☆ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する『社会福祉法人等による利用者負担減免確認証』を持っているご契約者は負担額が軽減されます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 介護保険サービスは、非課税になっています。

☆ 上記の料金表や他介護保険自己負担分について、保険単位数1単位当たりの単価が10,66円となっているため、切り上げ・切捨ての関係より、若干前後する事があります。ご了承下さい。

ただし、介護保険制度の改正により、平成27年8月1日から負担能力のある一定以上の所得の方については、自己負担が2割となります。また、平成30年8月1日より平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には自己負担が3割となります。

☆ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定します。加算については常勤専従の機能訓練指導員を月曜日から金曜日の平日で配置し、不在の場合は

算定いたしません。

☆介護を行う者が疾病にかかることやその他やむを得ない事由により居宅で介護を受けられない場合や、居宅介護サービス計画に利用が位置づけられていない状態で緊急に利用をお受入れした際は、最大14日間まで「緊急短期入所受入加算」を1日につき90単位算定させて頂く場合があります。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の材料及び調理にかかる費用 (食事代)

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：朝食：370円、昼食：600円、夕食：550円

☆食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には費用負担はありません。

② 滞在費

料金：1日あたり 2,400円

☆市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っているご契約者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、滞在費・食費代が軽減されます。(別表1参照)

③ 特別な食事(酒を含みます。)

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費 (税込)

④ 居室へのテレビ設置

ご契約者が居室にテレビの設置を希望される場合は施設で用意させていただきます。ただし、下記の通り電気代をご負担いただきます。

料金：1日当り10円 (税込)

⑤ 喫茶の利用

地域交流スペースにて、喫茶コーナーを設けております。(開催日についてはご確認ください)

ご自由にご利用頂けます。

料金：コーヒー1杯 (菓子付) 100円 (税込) ~

⑥ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪) をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円 (税別) ~

[美容サービス]

月に2回、美容師の出張による美容サービス (調髪、パーマ、洗髪) をご利用いただけます。

利用料金：別表2参照

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。（別途消費税要）

〈例〉

1. 主なレクリエーション行事予定

時期	行事とその内容（例）	備考
5月（中旬）	春祭り	模擬店の利用は実費をいただきます。
7月（初旬）	盆踊り（地域の皆さんと盆踊りを楽しめます）	模擬店の利用は実費をいただきます。
9月（中旬）	敬老祝賀会（敬老をお祝いして、式典やアトラクションを楽しみます）	
11月（上旬）	秋祭り（地域の皆さんと中庭で、バザー・アトラクションを楽しみます）	模擬店の利用は実費をいただきます。

その他・・・七夕、月見会、喫茶、居酒屋、買い物等の行事があります。

2. クラブ活動

書道、華道、園芸、調理等のクラブ活動については材料費等の実費をいただきます。（別途消費税要）

⑧複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（複写物1枚につき、10円〈税込〉）をご負担いただきます。

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前月の末日までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、窓口での現金払い

イ、金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、ユニット型指定短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に行われたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 緊急時における対応 (別表3参照)

ご契約者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

7. 事故発生時の対応（別表4参照）

事故発生時には速やかに事故にあったご契約者の家族、市町村及び居宅介護支援事業所等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

〈緊急連絡先〉

主治医	利用者の主治医		
	所属医療機関名称		
	所属地及び電話番号		
家族等 ①	緊急連絡先の家族氏名	フリガナ 続柄	自宅 () —
	住所		携帯 () —
家族等 ②	緊急連絡先の家族氏名	フリガナ 続柄	自宅 () —
	住所		携帯 () —
家族等 ③	緊急連絡先の家族氏名	フリガナ 続柄	自宅 () —
	住所		携帯 () —
家族等 ④	緊急連絡先の家族氏名	フリガナ 続柄	自宅 () —
	住所		携帯 () —

8. 非常災害時の対応

事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。また、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

災害により送迎時の安全確保が難しい場合は、送迎時間変更等の措置を講じ対応します。

9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご契約者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (ア) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (イ) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (ウ) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (エ) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	荘長 真壁 卓也
虐待防止に関する担当者	介護科長 奥谷 朋也

10. 身体拘束等について

当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う）を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う際、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

11. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）

当事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者という」）は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業者は、ご契約者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご契約者の家族の個人情報を用いません。

12. 苦情の受付について（契約書第21条参照・別表5-1 5-2参照）

（1）当事業所における苦情の受付

苦情または相談があった場合は、ご契約者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。苦情受付担当者は把握した状況を苦情受付責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付責任者

[荘 長] 真壁 卓也

○苦情受付窓口（担当者）

[副施設長] 高上 忍

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 9：00～17：45

○受付連絡先 072-878-2651

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付、各階に設置しています。

（2）第三者委員による苦情の受付

当施設には、苦情解決委員会に、地域からの中立的な立場として以下の第三者委員の方にご参加いただいております。

○第三者委員

浅井 茂 四條畷市北出町6番10号 TEL：072-876-3739

大滝 武 四條畷市蔀屋本町9番31号 TEL：072-878-8686

(3) 行政機関その他苦情受付機関

四條畷市 高齢福祉課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	四條畷市中野本町 1 - 1 072-863-6600 072-863-6601 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5
大東市 健康福祉部介護医療課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	大東市谷川 1 - 1 - 1 072-872-2181 072-872-8080 9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
寝屋川市 保健高齢福祉部 高齢介護室	所在地 電話番号 F A X 受付時間	寝屋川市池田西町 2 8 - 2 2 072-824-1181 072-838-0102 9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
その他市町村	ご契約者の保険者が苦情窓口となります。 上記に該当されない方は、別紙一覧表をご覧ください。	
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 06-6949-5418 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 居宅グループ	所在地 電話番号 F A X 受付時間	大阪府大阪市 中央区大手前 3 丁目 2 - 1 2 別館 6 階 06-6944-7099 06-6910-7090 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

1 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 2 年 2 月
実施した評価機関の名称	一般社団法人 ぱ・まる
評価結果の開示状況	済

14. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人名	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
	法人所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	代表者名	理事長 行松英明
事業所名	事業所名	特別養護老人ホーム四條畷荘
	所在地	大阪府四條畷市北出町28番1号
	管理者名	荘長 真壁卓也
	説明者職氏名	生活相談員

ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

契約者	住所	
	氏名	
立会人	住所	
	氏名	
※この重要事項説明書は、大阪府条例の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。		

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート壁構造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 8799.76 m²
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	昭和53年11月18日指定 大阪府2775700269号 定員120名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定 大阪府2775700269号 定員10名
	短期入所生活介護と一体的に事業を実施する場合には、 両事業の利用者数の合計が該当定員を超えない範囲で実施する。
[訪問介護]	平成12年3月24日指定 大阪府2775700228号
[介護予防訪問介護]	平成18年4月1日指定 大阪府2775700228号
[居宅介護支援事業]	平成11年8月23日指定 大阪府2775700053号

(4) 事業所の周辺環境

四條畷荘は、幹線道路が近くを通っており交通の便利な住宅地の中に位置しています。近隣には公共施設も多くあり、安心して生活できる環境です。

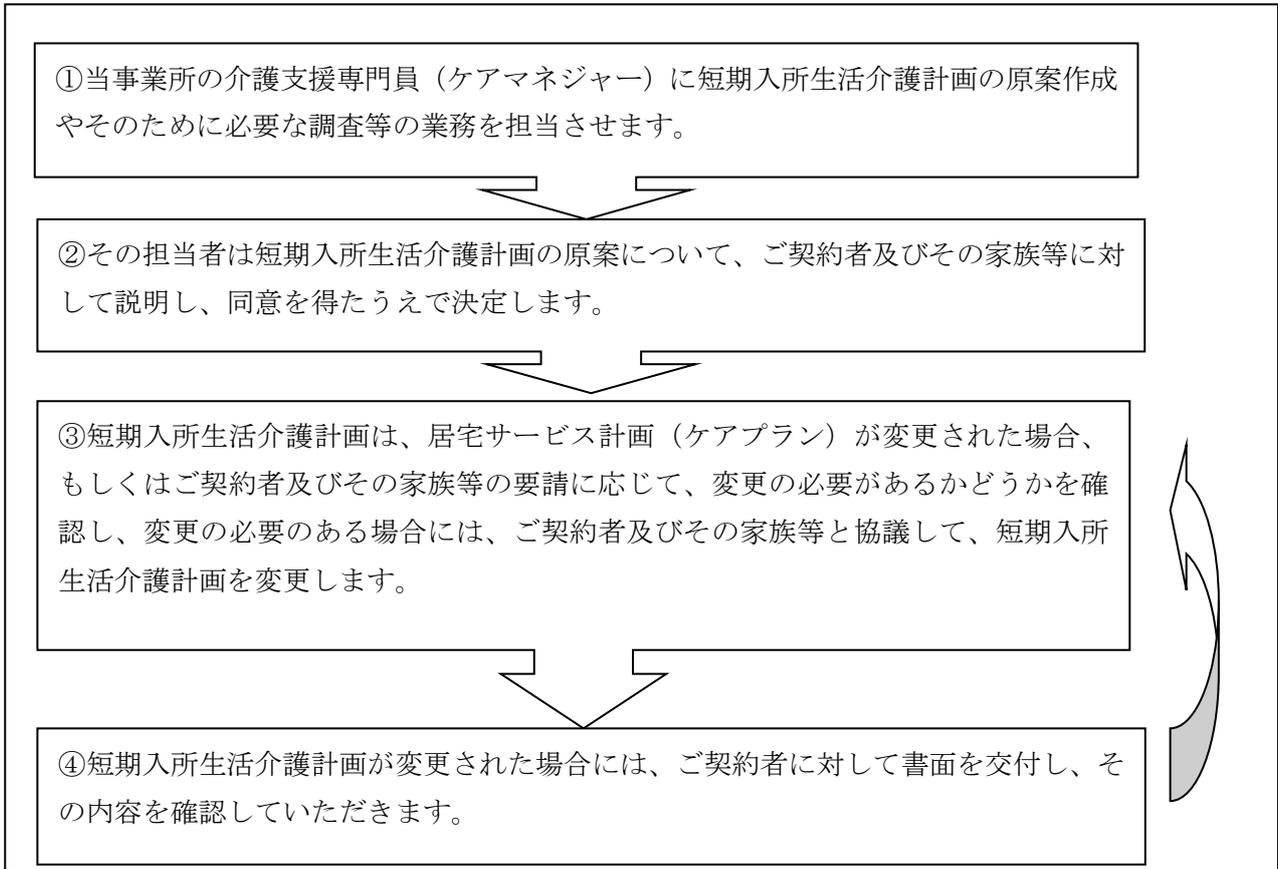
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員も含めて)を配置しています。
- 生活相談員**……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員**……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員**……………ご契約者の機能訓練を担当します。
1. 3名の機能訓練指導員を配置しています。
- 医師**……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
必要数の医師を配置しています。
- 栄養士**……………栄養並びにご入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

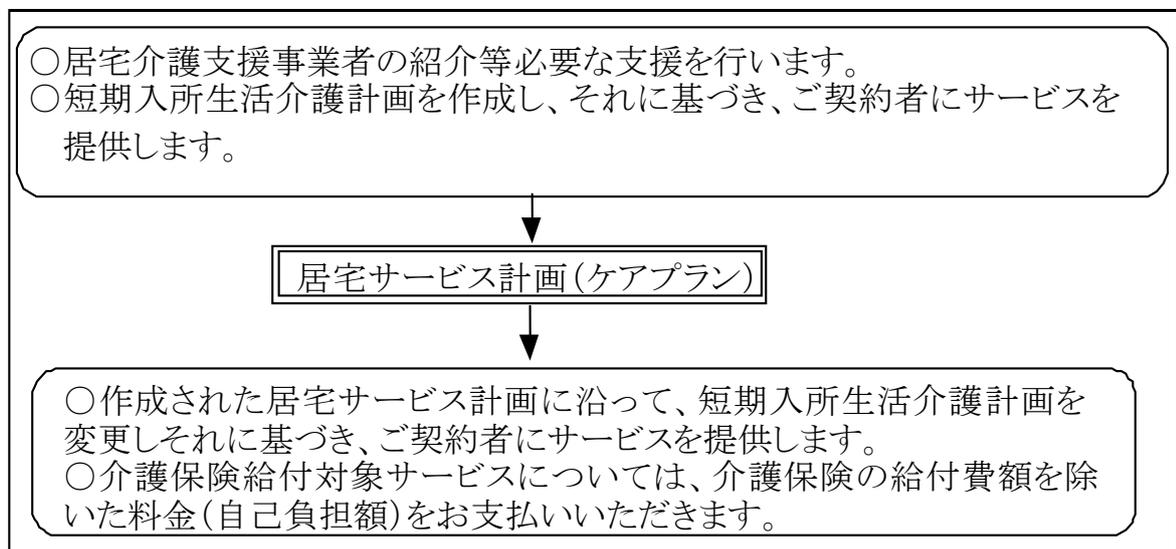
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

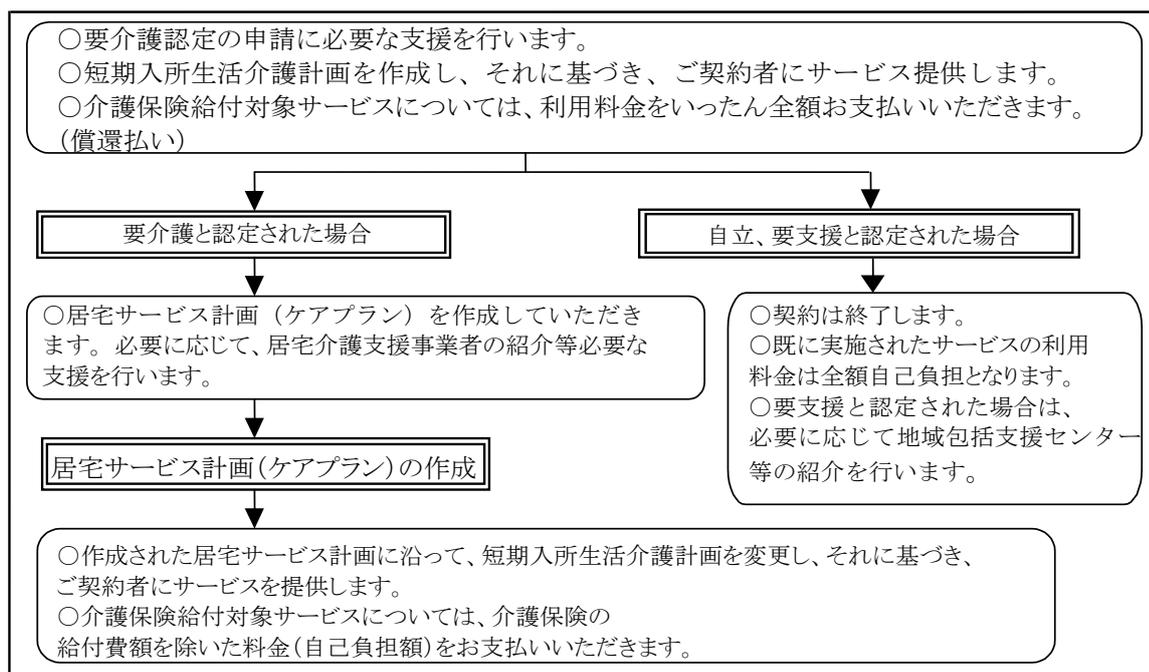


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、持ち込むことができないものがあります。(詳細は、利用案内を参照ください)

(2) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 12 条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース及び、規定の時間以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

医療機関の名称	社会医療法人信愛会 暇生会脳神経外科病院
所在地	四條畷市中野本町 2 8 - 1
連絡先	0 7 2 - 8 7 7 - 6 6 3 9
診療科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科等

医療機関の名称	医療法人河北会 河北病院
所在地	寝屋川市河北東町 1 9 - 1
連絡先	0 7 2 - 8 2 2 - 3 6 6 3
診療科	内科、心療内科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科

医療機関の名称	社会医療法人山弘会 上山病院
所在地	寝屋川市秦町 1 5 - 3
連絡先	0 7 2 - 8 2 5 - 2 3 4 5
診療科	内科・循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科

医療機関の名称	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪複十字病院
所在地	寝屋川市打上高塚町3-10
連絡先	072-821-4781
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科 リハビリテーション科、臨床検査科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	たいじ歯科医院
所在地	四條畷市楠公1-11-48
連絡先	072-803-4618

医療機関の名称	うえやま歯科
所在地	門真市千石西町15-26 ロイヤルコートII105号
連絡先	072-803-8550

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者が死亡した場合 ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者、ご契約者の家族から下記に掲げるように、著しく常識を逸脱していると考えられる不適切な事例において、事業者またはサービス従事者からの申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないと判断した場合
 - 事業所を通さずサービス従事者によるサービス提供や個人的な連絡 (個人契約など)
 - サービス従事者の自宅住所、電話番号などの個人情報に関する聞き取り
 - サービス従事者の写真や動画の撮影
 - 暴言・暴行・嫌がらせ・誹謗中傷・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(別表1)

特定入所者介護サービス費に関する滞在費・食費の負担限度額(参考)

滞在費・食事代について

対象となる収入状況【※1】		預貯金等の資産要件【※2】	負担段階	滞在費(円) (ユニット型個室)	食費(円)
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第一段階	880	300
世帯 全員の 世帯 非課税	年金等収入(遺族年金・ 障害年金含む) 80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第二段階	880	600
	年金等収入(遺族年金・ 障害年金含む) 80万円超、120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第三段階①	1,370	1,000
	年金等収入(遺族年金・ 障害年金含む) 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第三段階②	1,370	1,300
市町村民税課税対象の方 預貯金が単身1000万円以上ある方 (夫婦は2000万円)			第四段階	2,400	1,520

【※1】「世帯」…世帯分離している配偶者を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階に関わらず「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」となります。

※第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低いほうの額とする。

(別表2)

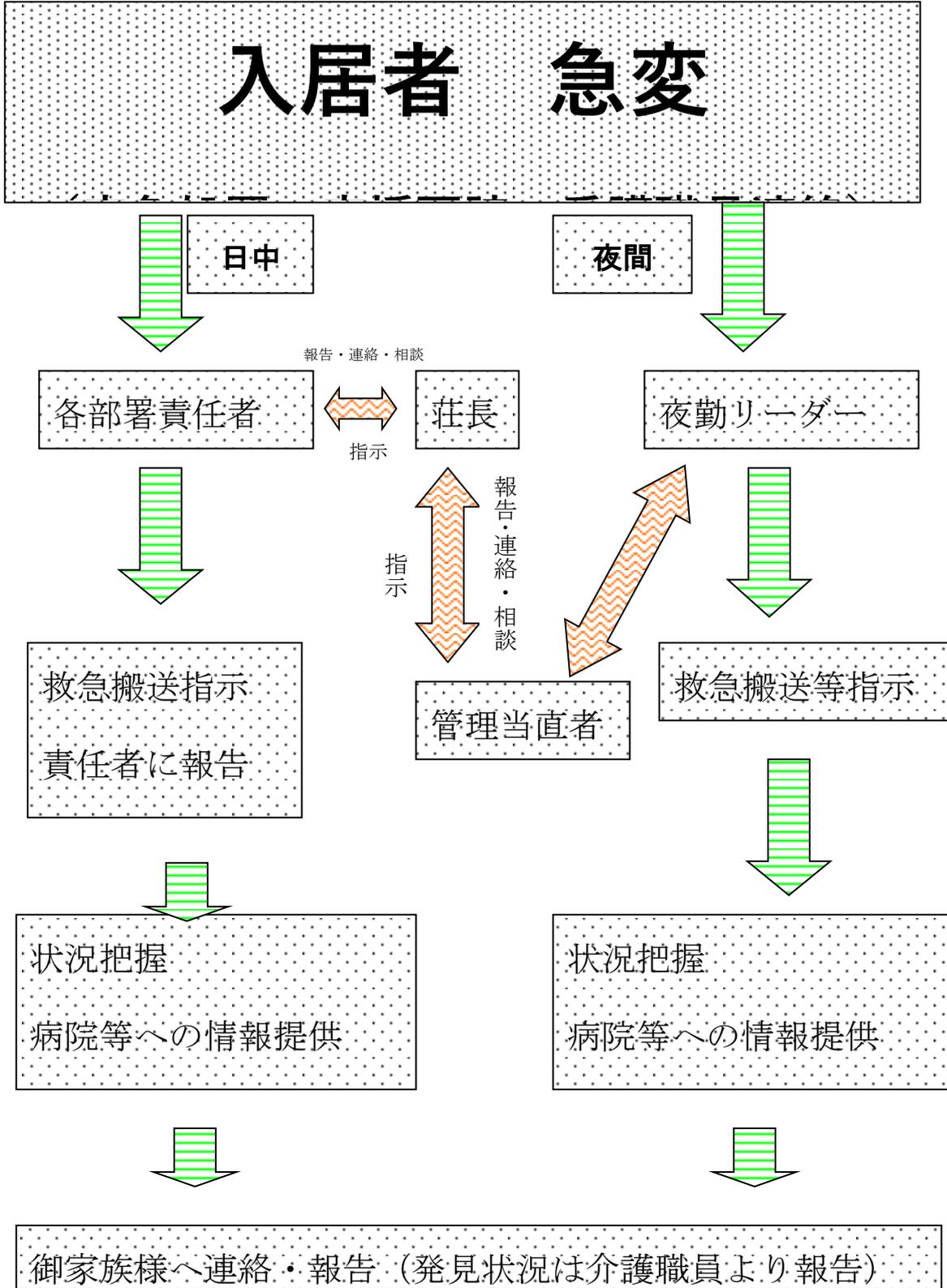
美容サービス利用料金表

内 容	料 金(税別)
カット	2,000円
カット・シャンプー	2,500円
カット・顔剃り	2,500円
カット・顔剃り・シャンプー	2,900円
パーマ(シャンプー・ブロー)	4,400円
毛染め(シャンプー・ブロー)	4,400円

(別表 3)

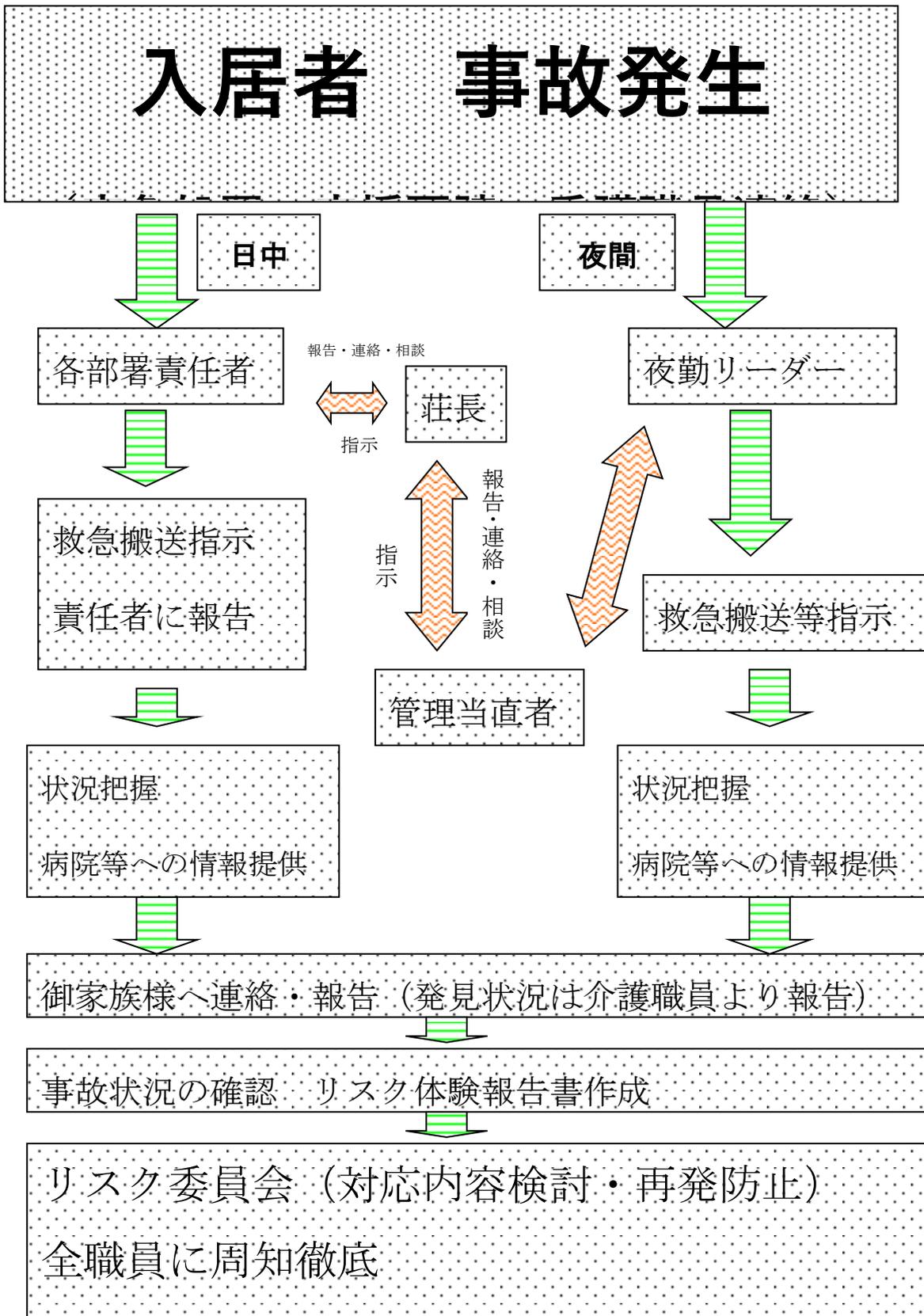
特別養護老人ホーム四條畷荘

緊急時（急変時）の連絡・報告体制



(別表 4)

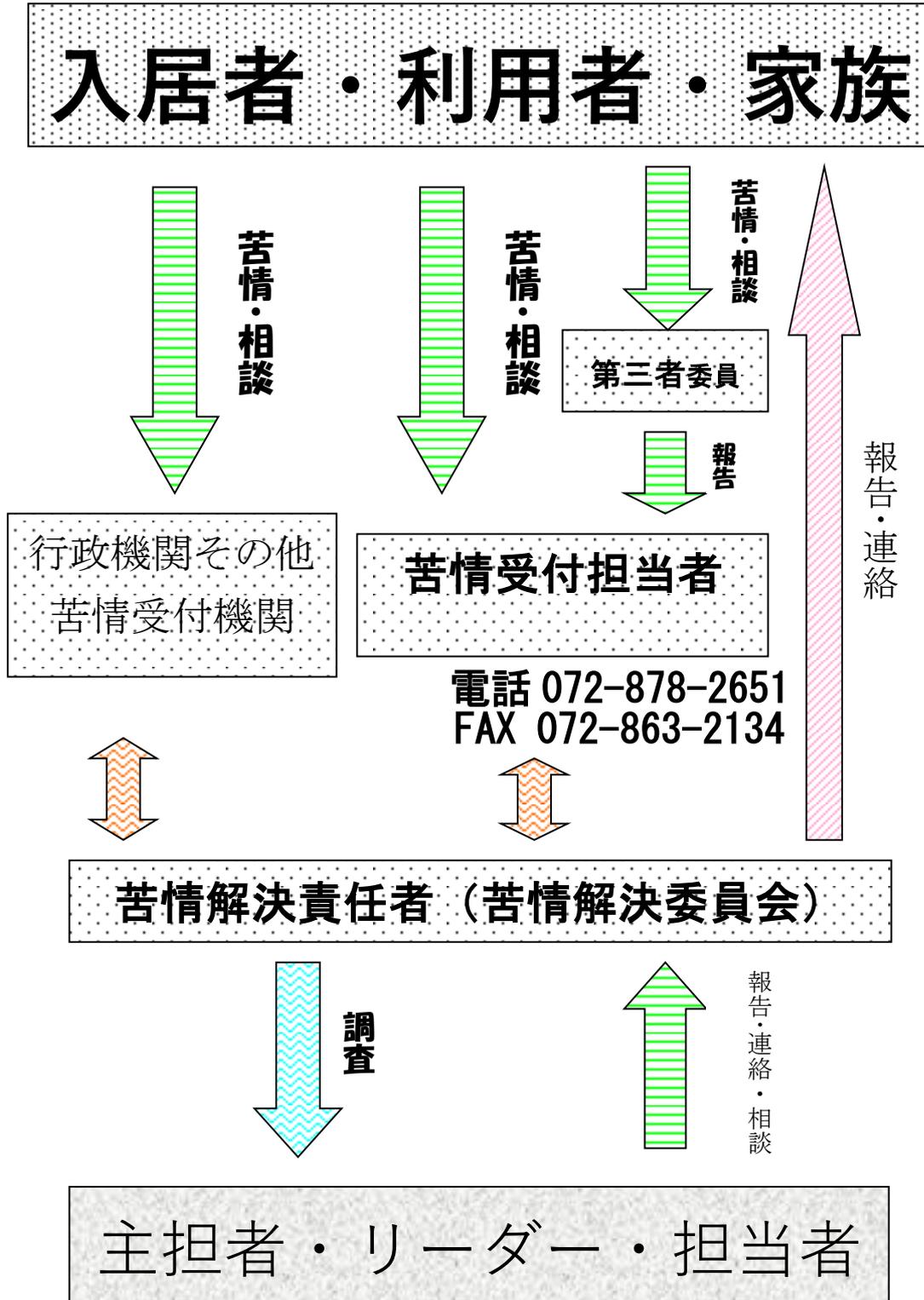
事故時の連絡・報告体制



(別表 5—1)

特別養護老人ホーム四條畷荘

苦情・相談連絡体制



(別 表5-2)大阪府内各市町村の苦情受付窓口一覧表

名称	所在地	電話番号
健康福祉局高齢施策部 介護保険課	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8028
北区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9859
都島区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9859
福島区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒553-8501 大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9859
此花区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9859
中央区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9859
西区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒550-8501 大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9859
港区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒552-8510 大阪市港区岡1-15-25	06-6576-9859
大 阪 市 大正区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒551-8501 大阪市大正区千鳥2-7-95	06-4394-9859
天王寺区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9859
浪速区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9859
西淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9859
淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-2-3	06-6308-9859
東淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9859
東成区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9859
生野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒544-8501 大阪市生野区勝山3-1-19	06-6715-9859
旭区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9859
城東区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒536-8510 大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9859

鶴見区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9859
阿倍野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9859
住之江区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9859
住吉区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9859
東住吉区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9859
平野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9859
西成区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9859
豊中市 健康福祉部いきいきセンター高齢施策課	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2837
豊中市 健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2865
池田市 福祉部介護保険課	〒563-8666 池田市城南1-1-1	072-752-1111 (代)
吹田市福祉保健部高齢福祉推進室介護保険課	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231 (代)
箕面市 市民部介護・福祉医療課	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1	072-724-6860
箕面市 健康福祉部高齢福祉課介護認定・事業者指導グループ	〒562-0014 箕面市萱野5-8-1	072-727-9559
豊能町生活福祉部高齢障害福祉課	〒563-0292 豊能郡豊能町余野414-1	072-739-0001 (代)
能勢町保健福祉センター	〒563-0351 豊能郡能勢町栗栖82-1	072-731-2150 (代)
高槻市 健康福祉部介護保険課	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	072-674-7167
高槻市 健康福祉部福祉指導課	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	072-674-7821
茨木市 健康福祉部高齢介護課	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	072-620-1639
摂津市 保健福祉部高齢介護課	〒566-8555 摂津市三島1-1-1	06-6383-1111 (代)

島本町 民生部高齢福祉課	〒618-8570 三島郡本町桜井2-1-1	075-962-2864
守口市 福祉部高齢介護課	〒570-8666 守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221 (代)
枚方市 健康部高齢社会室	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221 (代)
寝屋川市 保健福祉部高齢介護室	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28-22市立保健福祉センター内	072-838-0518
大東市 保健医療部介護保険課	〒574-8555 大東市谷川1-1-1	072-872-2181 (代)
門真市健康福祉部高齢福祉課	〒571-8585 門真市中町1-1	06-6780-5200
四條畷市 健康福祉部高齢福祉課	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1	
交野市 福祉部高齢介護課	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6400 (代)
八尾市 健康福祉部介護保険課	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	072-924-9360
柏原市 健康福祉部高齢介護課	〒582-8555 柏原市安堂町1-55	072-972-1501 (代)
東大阪市 福祉部高齢介護室高齢介護課	〒577-8521 東大阪市荒本北50-4	06-4309-3185
富田林市 健康推進部高齢介護課	〒584-8511 富田林市常磐町1-1	0721-25-1000 (代)
河内長野市 健康増進部介護高齢課	〒586-8501 河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111 (代)
松原市 健康部高齢介護課	〒580-8501 松原市阿呆1-1-1	072-334-1550 (代)
羽曳野市 保健福祉部保険健康室高年介護課	〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111 (代)
藤井寺市 健康福祉部高齢介護課	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111 (代)
大阪狭山市 保健福祉部高齢介護グループ	〒589-8501 大阪市狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011 (代)
太子町福祉室高齢介護グループ	〒583-8580 南河内郡太子町山田88	0721-98-5538
河南町健康福祉部高齢障がい福祉課	〒585-0014 南河内郡河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500 (代)
千早赤阪村 健康福祉課	〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081 (代)

堺市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7513
	堺区役所堺保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7477
	中区役所中保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8195
	東区役所東保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8112
	西区役所西保健福祉 総合センター地域福祉課	〒593-8324 堺市西区鳳東町6-600	072-275-1912
	南区役所南保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0141 堺市南区桃山台1-1-1	072-290-1812
	北区役所北保健福祉 総合センター地域福祉課	〒591-8021 堺市北区新金岡町5-1-4	072-258-6771
	美原区役所美原保健福祉 総合センター地域福祉課	〒587-8585 堺市美原区黒山167-1	072-363-9316
	岸和田市保健福祉部高齢介護課	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	072-423-2121 (代)
	泉大津市健康福祉部高齢介護課	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131 (代)
貝塚市健康福祉部高齢介護課	〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1	072-423-2151 (代)	
泉佐野市健康福祉部高齢介護課	〒598-8550 泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212 (代)	
和泉市生きがい健康部 高齢介護室介護保険担当	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551 (代)	
高石市保健福祉部高齢介護障害福祉課	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-265-1001 (代)	
泉南市 健康福祉部高齢障害介護課(高齢介護担当)	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8253	
泉南市 健康福祉部高齢障害介護課(審査支援担当)	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8251	
阪南市健康部介護保険課	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1	072-471-5678 (代)	
忠岡町健康福祉部生きがい支援課	〒595-0805 北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122 (代)	
熊取町健康福祉部高齢介護課	〒590-0451 泉南郡熊取町野田1-1-8	072-452-6297	
田尻町民生部福祉課	〒598-0091 泉南郡田尻町大字嘉祥寺883-1	072-466-8813	
岬町しあわせ創造部高齢福祉課	〒599-0392 泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2703	